

●生活再建住宅支援事業説明一覧

| メニュー名 | 内容 | 対象者 | 対象要件 | 補助額 | 事業対象始期 | 補助金申請時期 | 必要書類（※） （完了後の申請（遡及）は両方の書類要） | | 受付窓口 （事業主体） | 事業期間（予定） | 申請の流れ |
|------------|--|-----------------------------------|--|--|----------------------|-------------------------------|--|---|------------------------|----------|-------|
| | | | | | | | 申請時 | 完了時 | | | |
| 復興住宅 新築 | バリアフリー対応 | 住宅を滅失し、自ら居住するために新たに住宅を新築又は購入する被災者 | バリアフリー基準（住宅性能評価基準の高齢者配慮対策等級3）を満たす住宅 | 床面積に応じ定額 75㎡未満：40万円 75㎡以上120㎡未満：60万円 120㎡以上：90万円 | 平成23年3月11日 （遡及適用） | 原則着工前（制度創設前の着工などやむを得ない場合を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書及び被災者住宅再建支援事業の交付決定者であることが確認できる書類等 ・減失を証する書類 ・建築確認済証及び申請書写し ・バリアフリー基準適合証明書又は評価書の写し（登録住宅性能評価機関が発行するもの。発行には手数料がかかります。） | <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は住宅購入契約書写し ・完成写真 | 当該住宅が存する （予定含む。）市町村 | 令和4年度まで | |
| | 県産材使用 | 住宅を滅失し、自ら居住するために新たに住宅を新築又は購入する被災者 | 県産材を10㎡以上使用する住宅 | 使用量に応じ定額 10㎡以上20㎡未満：20万円 20㎡以上30㎡未満：30万円 30㎡以上：40万円 | 同上 | 同上 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書及び被災者住宅再建支援事業の交付決定者であることが確認できる書類等 ・減失を証する書類 ・建築確認済証及び申請書写し | <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は住宅購入契約書写し ・県産材証明書 ・完成写真 | 同上 | 同上 | |
| 利子補給 | 新築 | 住宅を滅失し、自ら居住するために新たに住宅を新築又は購入する被災者 | 民間金融機関から借入れて住宅を新築又は購入する者 | 当初5年間の利子額（補助上限額1,460万円、金利上限2%） | 同上 | 同上 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書及び被災者住宅再建支援事業の交付決定者であることが確認できる書類等 ・金銭消費貸借契約書写し ・工事請負契約書写し ・建物の登記事項証明書 ・返済予定表 ・住民票写し | - | 同上 | 同上 | |
| | 補修・改修 <small>（R2年度までの交付決定者）</small> | 自ら居住するために被災した住宅を補修・改修又は増改築する被災者 | 民間金融機関等から借入れて住宅を補修・改修又は増改築する者 | 当初5年間の利子額（補助上限額640万円、金利上限1%） | 同上 | 同上 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・金銭消費貸借契約書写し ・工事請負契約書写し ・建物の登記事項証明書 ・返済予定表 ・住民票写し | - | 同上 | 同上 | |
| | 既往債務 | 既往債務がある者で新たに新築・購入する被災者 | 被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する者で新たに新築・購入又は補修・改修・増改築のために借入れした者 | 既往住宅債務の5年間分の利子相当額を一括補助（利子補給額は新たな借入れ額を上限） | 同上 | 同上 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書及び被災者住宅再建支援事業の交付決定者であることが確認できる書類等 ・金銭消費貸借契約書写し ・工事請負契約書写し ・建物の登記事項証明書 ・返済予定表 ・住民票写し | - | 同上 | 同上 | |

※ 必要書類は市町村により異なる場合があります。